

令和6年那審第1号

裁 決
旅客船A浸水事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年8月16日12時23分

沖縄県下地島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 旅客船A

総 ト ン 数 4.8トン

登 録 長 12.34メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 302キロワット

3 事実の経過

Aは、平成18年2月に進水し、船体中央やや船首寄りにフライングブリッジを設けた操舵室を、その後方に機関室と5個の収納区画をそれぞれ配し、同ブリッジに舵輪、機関遠隔操縦装置及びGPSプロッターをそれぞれ装備した最大とう載人員旅客19人船員5人のFRP製旅客船で、a受審人が1人で乗り組み、ダイビング客12人及びダイビングスタッフ7人を乗せ、ダイビングの目的で、船首0.6メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和5年8月16日09時00分沖縄県荷川取漁港の係留地を発し、下地島西方沖合のダイビングポイントに向かった。

ところで、Aの操舵装置は、船尾甲板下の収納区画にあり、同装置の鉄製油圧配管（以下「油圧配管」という。）が収納区画からボイドスペースを経由して前方の機関室に通じており、各隔壁の同配管貫通部には水密処理が施されていなかった。

また、a受審人は、油圧配管が収納区画の隔壁を貫通していることを知っていたものの、油圧配管がボイドスペースを経由して機関室に通じていることを知らなかった。

a受審人は、荷川取漁港を発航するに当たり、航行中に海水が船尾甲板に打ち込むと、収納区画に流入した海水が同区画隔壁にある油圧配管貫通部を通じて機関室に浸水するおそれがあったが、今まで海水が収納区画に流入しても機関室に浸水したことがなかったので、機関室の水密は保持されているものと思い、油圧配管貫通部に水密処理を施すなど、機関室の水密措置を十分にとらなかった。

a受審人は、下地島西方沖合のダイビングポイントに到着したのち、ダイビング客12人及びダイビングスタッフ7人がダイビングを行い、11時40分天候が悪化してきたので帰航することとし、12時00

分佐良浜港第1防波堤南灯台（以下「佐良浜灯台」という。）から262度（真方位、以下同じ。）4.7海里の地点を発進し、すぐに針路を270度に定め、3.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

こうして、a受審人は、フライングブリッジの操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、12時13分佐良浜灯台から262.5度5.3海里の地点で、針路を000度に転じ、船尾甲板に海水が打ち込む状況で続航中、12時23分佐良浜灯台から268度5.3海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、収納区画に流入した海水が同区画隔壁にある油圧配管貫通部を通じて機関室に浸水した。

当時、天候は雨で風力6の北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期であった。

その結果、機関等に濡損を生じて転覆し、来援した巡視船にえい航されて沖縄県長山港に引き付けられ、a受審人、ダイビング客及びダイビングスタッフは巡視船等に救助された。

（原因及び受審人の行為）

本件浸水は、荷川取漁港を発航する際、機関室の水密措置が不十分で、下地島西方沖合を帰航中、船尾甲板に海水が打ち込み、収納区画に流入した海水が同区画隔壁にある油圧配管貫通部を通じて機関室に浸水したことによって発生したものである。

a受審人は、荷川取漁港を発航する場合、航行中に海水が船尾甲板に打ち込むと、収納区画に流入した海水が同区画隔壁にある油圧配管貫通部を通じて機関室に浸水するおそれがあったから、油圧配管貫通部に水密処理を施すなど、機関室の水密措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、今まで海水が収納区画に流入しても機関室に浸

水したことがなかったので、機関室の水密は保持されているものと思い、機関室の水密措置を十分にとらなかった職務上の過失により、下地島西方沖合を帰航中、船尾甲板に海水が打ち込み、収納区画に流入した海水が同区画隔壁にある油圧配管貫通部を通じて機関室に浸水する事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 8 月 2 7 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也